

令和3年1月22日

金融庁総合政策局リスク分析総括課健全性基準室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「流動性比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示等の
一部改正（案）」に対する意見

令和2年12月25日（金）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

流動性比率規制(第1の柱)に関する告示の一部改正案への意見

項番	条文番号等	該当箇所	意見	理由等
1	第1条第1項第76号	資金化手段	処分上制約のない資産の定義として、資金化手段は「売却」に限定されているのではなく、「売却」以外の資金化手段も含むという理解でよいか。	国際合意や米国のNSFR最終規則では処分上制約のない資産の定義についてLCRの自由処分性に準拠しており、本邦も同様であるならば資金化手段は「売却」に限定されないとと思われるため。
2	第89条第1項	デリバティブ資産の額	「レバレッジ比率告示第8条第4項各号に掲げる全ての要件を満たすデリバティブ取引等」に限り、変動証拠金(現金およびレベル1資産)を差し引くことができるとあるが、当該レバレッジ比率告示の要件に関する記載は削除することが妥当と考える。	左記レバレッジ比率告示の該当条項では現金のみを対象としており、レベル1資産も対象としている第89条第1項第2号の記載と整合しないため。また、米国、欧州のNSFR最終規則においても、レバレッジ比率の要件は求めないこととしている。
3	第92条第1項第1号	0%を上回るリスクウェイトが適用される中央政府又は中央銀行が発行する債券のうち、域外通貨で発行されるもの	告示第9条第1項5号に該当する債券もLCR上はレベル1資産に該当するため、他のレベル1資産と同様、所要安定調達算入率0%を適用するのが妥当と考える。	レベル1資産の中で区分する合理的な理由がないのであれば、他のレベル1資産と同様に所要安定調達算入率0%を適用してもよいのではないかと考えるため。また、同じレベル1資産でも所要安定調達算入率の異なるものができてしまうと、報告計表上も分割して計上する必要があり、システム開発等への影響が大きいと考える。
4	第92条第1項第2号	中央銀行等が特別に実施するオペレーション	本条文に記載の「中央銀行等が特別に実施するオペレーション」に資金吸収オペレーションが含まれている場合、当該オペレーションに関する所要安定調達算入率はレベル1資産と同様に0%を適用するのが妥当と考えるが、状況に応じて相談に乗っていただけたらと考えてよいか。	バーゼル銀行監督委員会が技術的修正を発表した当時(2018年6月)は国債等のレベル1資産の所要安定調達算入率は5%の予定であったが、今回の告示案では米国最終規則を踏襲して0%となっており、状況が異なっていると思われる。また、仮に資金吸収オペレーションを想定されている場合、所要安定調達算入率がレベル1資産よりも高いと、資金吸収オペレーションに協力するディスインセンティブとなり得るのではないかと考える。